

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第33回）

資料5－1

一般社団法人日本風力発電協会提出資料

洋上風力の電源投資を確実に完遂させるための 更なる事業環境整備に関して



2025年6月24日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<https://jwpa.jp>

更なる事業環境整備に向けて(1)

□ 前回合同会議で各事業者が求めた環境整備に向けての検討依頼項目を3つに大別した(背景・検討項目は次ページに整理)。いずれも重要な点と認識しており、どのように整備していくか、優先順位をつけつつ、引き続き協議をさせて頂きたい。

1. 公募制度の在り方
2. 事業収支の改善
3. 事業リスクの低減と予見性の向上

□ 進捗中の過去ラウンド案件の事業完遂に向けて：

- 事業環境整備のタイムラインが不透明な中では事業者側の体制整備や意思決定が困難であり、事業環境整備(制度の見直し、促進区域指定の進め方、スケジュール見直し等)に関する国としての検討事項とその取りまとめ時期(目安)を示して頂きたい。
- 上記3区分のうち、特に「2. 事業収支の改善」は、過去ラウンド案件の開発進捗を踏まえると急務であり、2025年中の施策整備を目指し協議させて頂きたい。
- 過去ラウンド案件の事業完遂に向けた柔軟な対応と、公募の公平性・公募制度の信頼性のバランスに関して、多面的に検討をお願いしたい。また、事後的に変更が加えられる場合は、他案件への影響も考慮した全体的な制度改善も必要。

更なる事業環境整備に向けて(2)

区分	1. 公募制度の在り方	2. 事業収支の改善	3. 事業リスクの低減と 予見性の向上
背景	過度な競争により収支悪化や事業リスク増大が加速した可能性があり、2、3の議論と共に公募評価の追加見直し要否も改めてご検討頂きたい。 公募ルールの変更は、公平性や制度／市場自体への信頼性の観点、他案件への影響の観点等、多面的な検討が必要。	業界全体でインフレが進むなか、事業者努力だけでは限界があり、収入増・コスト減につながる更なる制度面の環境整備が求められている。	選定後の事業計画の改善に向けた検討余地が乏しいことや、遅延ペナルティの重複や、港湾利用・系統利用・認証の不確実性が高いことが事業リスク増大につながっている。
検討項目	【評価の在り方】 - 価格点評価 - その他評価項目及び評価基準全般 - 適切に技術／商業リスク・事業遂行能力を判断する評価体制の構築 【公募の公平性・信頼性】 - ラウンド1FIP転換 - ルール遡及変更全般	【kWhベースの収支改善案】 - オフテイクへの優遇措置 - 上限価格・NEDOモデル見直し - 価格調整スキーム - 再エネ価値引き上げ - 試運転電力売電容認 【kWhベース以外の収支改善案】 - 長期脱炭素電源オークション - FIT/FIP制度自体の見直し 【上記両方に共通or各種減免等】 - 海域占用期間 - 発電側課金の減免 - 港湾利用料の減免 - 固定資産税軽減又はコスト分析への適切な算入 - 積立金損金算入・国債運用 - 債務保証料優遇・GX補助金利用要件拡大 - 持分譲渡制限緩和	- 事業計画の柔軟性確保 - 領海への2段階方式の適用 - 遅延ペナルティ重複回避 - バランシングコスト交付継続と交付額早期公表 - 港湾利用の確実性向上 - 系統利用の確実性・増強計画の整合性確保 - JOGMECデータの認証時利用 - 想定出力に対し十分な広さの海域の確保 - WF認証(適合性確認審査)の基準・プロセスの明確化 - 柔軟な船舶確保及び利用に向けた法改正及び弾力的な運用

※青字は第32回合同会議後にJWPA内で新たに意見が出た内容

検討項目の例：海域占用期間について

- ❑ 事業者としては公募参加・投資判断に向けて初期段階から設備の長期稼働予見性を高め、事業採算を改善したい。
- ❑ そのため、海域占用期間を現状の30年よりも長い設定に見直す、或いは、公募時点において占用期間の延長申請が蓋然性高く認められるよう、認定の基準を明確化するなどの運用見直しを求める声があがっている。
- ❑ 洋上風力発電所の運転期間延長を巡る動向

【運転期間延長を支える技術的な動向】

- 風車設計寿命の長期化：2019年時点で一般的であったVestas の9.5MW機の設計寿命は25年であったのが、15MW機では30年に長期化。
- モニタリング技術の向上：2019年時点では、風車の疲労損傷解析は理論的な分析にとどまっていたが、その後、現在では実測データに基づき疲労損傷を評価できるようになっている。
- 認証機関による疲労損傷度の評価サービスが始まっている。
- 風車メーカーによる設備状態の検査や補修により運転期間を延長するためのサービスが一般化してきた。

【運転期間延長を容認する諸外国の制度】

- 英国の海域リース期間60年は、1回のリパワーリングを前提としてきたが、運転寿命の長期化により、60年では短すぎるとの議論が始まっている。
- デンマークでの洋上風力の運転期間は、2021年の法改正で25年から30年に延長、さらに10年間の延長が認められる。
- フランスでは、2023年12月に洋上風力発電事業用の海底リース期間を40年から50年に延長。5年の準備建設期間を想定すると45年の運用が可能。
- オランダの海底リース期間は、許可が付与された時点から40年間有効。タービンの予想寿命(35～40年程度)に基づき制定。